

令和7年第10回
笠間市農業委員会総会会議録

令和7年10月28日 開会
令和7年10月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和7年笠間市農業委員会第10回定例総会

〔令和7年10月28日〕

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第8 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第8 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
-

出席委員

1番	深谷	聡君	11番	青木	勝照君
2番	寺門	博君	12番	小沼	祐君
3番	込山	祐一君	13番	荻津	修一郎君
4番	三橋	美香君	14番	入江	保夫君
5番	高野	尚夫君	15番	園部	孝男君

6番	鶴田英樹君	16番	鈴木明君
7番	飛田稔君	17番	稲野邊茂生君
8番	大橋正義君	18番	國谷博隆君
9番	高安行男君	19番	永田良夫君
10番	菅谷賢一君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局係長	松本高彦君

午後1時30分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和7年第10回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、15番園部孝男委員並びに16番鈴木明委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号81から85について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（寺門 博君） 番号81について、調査の結果を報告いたします。

10月19日、指名調査委員2名、代理人の立会いの上、現地の調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線才木交差点より日立笠間線を常陸太田方面へ2.8キロメートルのところ、市営福ちゃんの森公園入口を入り、下福田公民館の近くにありました。

譲受人事由は、約2年前から譲渡人の父親から管理を任され、現在に至り、今回譲渡の相談を受け、快く承諾したとのことです。

譲渡人事由は、現在の住所は笠間市ですが、東京都のほうで就労しており、月に2回ほどしか実家に戻れず、所有している農地を管理できないので、現在管理している譲受人に引き渡しを相談し、快諾されたとのことです。

権利関係は売買で、現在も一部野菜が作られ、きれいに管理されておりました。取得後の利用は、ブルーベリーを栽培するそうです。

機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 16番。

○16番（鈴木 明君） 番号82について、調査の結果を報告いたします。

10月19日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線大郷戸交差点入口から北へ約2.5キロメートル入った左側に、国の登録有形文化財富田家住宅入口の看板がある角の道路沿いにありました。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大のため買い受けるということです。

譲渡人の理由は、後継者がいないためです。

耕作を目的とした所有権の移転であり、労働力、技術等についても適正と認められます。

権利関係は、売買で間違いありません。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号83について調査報告をいたします。

10月20日、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線の笠間市消防本部の交差点を北方向へ700メートルほど入った右側の道路沿いで、譲受人自宅の真向かいでした。

譲受人の申請理由は、自宅に隣接し、耕作しやすいので買い受けるそうです。

譲渡人の理由は、自宅から離れており、比較的面積が少ないので、譲受人の要望に応じ譲渡するとのことでした。

取得後の申請地の利用計画は、自家消費野菜の栽培をする計画です。土地取得のための資金計画は、自己資金です。

この申請について、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

権利関係は、売買することで間違いありません。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号84について調査の結果を報告いたします。

10月19日、指名調査委員2名と譲渡人立会いの上、調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、片庭の笠間ゴルフ練習場の北西側道路の左側にありました。

この申請地は、先月、非農地証明申請があり、保留になった土地であります。非農地証明申請は取り下げをして、3条申請に変更となりました。申請地は草が刈ってあり、境界の確認もできました。

譲受人の申請理由は、新規就農のためです。後継者がいない等の様々な事情により農地を手放す方が多くて、申請人がこれを譲り受け耕作するとのことでした。また、人材を募って、行く行くは農地所有適格法人になることを計画しています。

譲渡人理由は、後継者もいなく、体調も思わしくないので、農地を荒らしてしまうので譲渡するとのことでした。

取得後の申請地の利用計画は、栗の作付予定のようです。

作業に必要な軽トラックとか除草機、噴霧器などのその他必要な農機具は、その都度、随時購入予定です。

権利関係は、売買による所有権移転で間違いありません。土地取得のための資金計画は、自己資金です。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて番号85について、調査の結果を報告いたします。

10月19日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線の才木交差点より県道日立笠間線を城里方面へ約1.2キロメートル入った十字路を右に入り、100メートルほどの右側に三角形の小さな土地がありました。

譲受人理由は、自宅前であり、自家用野菜と小菊や、その他仏花を作るために取得したいそうです。

譲渡人理由は、相手の自宅前であり、また、狭い変形土地であり、農作業効率も悪く、相手に無償で譲り渡したいとのことでした。

取得後の土地利用計画は、譲受人理由で述べたように、自家野菜と小菊、その他仏花などを生産するためです。

この申請について、耕作目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

権利関係は、贈与することに間違いありません。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号86について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号86について報告します。

10月21日、調査委員2名、申請人立会いの下、現地を調査してきました。申請理由、申請内容、申請地については、議案書のとおりです。

場所は、本戸の県道109号線を稲田方面に行き、ボデーショップ石塚の先を右折して左側の田んぼでした。

権利内容は、贈与による所有権移転です。

譲受人の申請理由は、自作地の田と隣接していて、10年以上前から、譲渡人から耕作を頼まれていて、今回譲渡したいと申出があったため、譲り受けることにしたとのことでした。

譲渡人の申請理由は、高齢で耕作できないので譲りたいとのことでした。

譲受人は、田んぼを約2町歩以上耕作しており、機械、技術、労働力ともに問題ありません。ご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号87について、議席番号4番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○15番（園部孝男君） 番号87について、調査結果を報告いたします。

10月21日、指名調査委員2名、推進委員1名、譲渡人、譲受人及び代理人立会いの上、現地調査を行ってきました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地ですけれども、JR岩間駅北側の踏切を渡って、スーパー辰己屋というのがありますけれども、その十字路を北に入った住宅街の中の農地となっています。

申請事由ですけれども、譲受人は現在、焼き栗、焼き芋の製造販売を行っておりますけれども、今後、自分でもサツマイモを栽培したいということで農地を取得するものです。

譲渡人については、譲受人の要望に応じるとのことでした。

申請地につきましては、農地295平方メートルでちょっと狭いのですが、隣地の宅地157平方メートルも同時に購入して、合わせて452平方メートルになりますけれども、そこでサツマイモを栽培したいということです。

この申請につきましては、耕作を目的とした売買でございまして、自宅ではもともと農業を営んでおりまして、機械、労働力、技術等については適正かと思っております。

権利関係は、売買です。

関係書類全て整っておりますので、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

なお、譲受人は、先ほど焼き栗、焼き芋販売を行っているとのことでしたが、販売所の農地については、農地転用の許可なく駐車場にするために砕石を敷いておりました。なので、上申書が提出されており、今後、農地法第5条の申請をするということでございました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号88について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号88番について、調査結果を報告いたします。

10月25日、指名調査委員及び推進委員と譲受人及び譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、レストランさんてす、セブンイレブン岩間泉店の十字路を右折し、八郷方面に向かって2キロメートルほど行ったところの細い十字路を右折し、30メートルほど行った自宅前の土地を含め、5筆の土地です。

譲受人の申請理由は、譲渡人の要望に応じ、農地を譲り受けて経営規模を拡大したいということです。

譲渡人は、耕作が困難になったため、譲受人に贈与することです。

譲受人の農業従事者は3人で、経営に見合った農機具類を保有し、農地を効率的に利用し、耕作する技術を持っております。

申請地の作物ですが、田には水稻、畑は栗を栽培しております。自然環境は良好であり、

効率的に耕作ができるものと思われま

す。権利関係は、贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号80、再審議分について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号80番、9月保留分について、調査結果を報告いたします。

10月25日、指名調査委員及び推進委員と譲受人、譲渡人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、愛宕神社入口の十字路を約100メートル行った持丸自動車の東側の土地でございます。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大です。

譲渡人は、相手の要望に応ずるとのことです。

この土地は、譲受人が既に譲渡人より農地を借り受け、野菜等の栽培をしていましたが、譲渡人が管理していくのが困難になったため、売買することになりました。耕作従事者は4人で、経営に見合った農機具類を保有し、農地を効率的に耕作する技術を持っています。

申請地の作物は、自家消費の野菜です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われま

す。先月の現地調査では、境界杭が全く確認できませんでしたが、今回、全ての境界が明確になっていました。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号81から88及び80再審議分につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号16について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号16につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月19日に、指名調査委員2名と申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道50号線金井交差点から北へ、県道笠間緒川線を飯田ダム方向へ600メートルほど行った先の十字路を右折し、約800メートル入った左側にありました。

申請内容は敷地拡張です。

転用利用の詳細は、年月日は不詳で、30年以上前に、先代の父親が敷地拡張のため、自宅前南側の隣接した一部農地を農地転用の手続をせずに、大きい石を積み上げ、盛土し、砂利を敷き、宅地として使用してきたために、今般改めて申請することになりました。

現況は砂利敷きで、周りに一部植木などがありました。

所要面積は163平方メートルです。今回、正式に適法となるよう申請したそうです。

申請地の造成費は、先代の資金で行い、30年以上前なので、金額及び詳細は不明。

隣接地への影響は、数十年前に造成し、現在まで隣接地からの苦情もなく現在に至っており、今後も近隣への日照、通風、耕作等に影響はないと思われまます。東側は宅地、南側は畑、西側、宅地、北側、宅地です。

取水計画はなく、雨水などは自然浸透。始末書も添付されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号17、18について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 番号17につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月22日8時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査してまいりました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線バイパスダイナム茨城岩間店の交差点を東へ70メートル行き、JA常陸岩間資材センターの交差点を左折し、300メートル行った右側のところ

です。申請人の事由は、障害を負ってしまった家族のための住宅の建築です。現在、居住している住宅のリフォームをして対応しても、障害度が高く、既存住宅のリフォームでは生活ができないため、障害者対応の住宅を新築することにいたしました。

隣接状況は、東側、畑、西側、道路、南側、宅地、北側、宅地。取水は公共上水道、汚水、雑排水は合併処理浄化槽、雨水排水は敷地内浸透処理です。

隣接地への通風、日照については、影響はないと見てまいりました。

なお、申請地に砕石を敷いていたため、始末書も添付されています。

このほか関係書類についても完備されていますので、許可相当と判断されますので、よろしく願いいたします。

続きまして、番号18について、調査の結果を報告いたします。

10月22日8時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、番号17と同じところなので、省略します。

申請人事由は、昭和56年頃に、農地に転用申請を行わないで車庫カーポートを建築してしまったため、違反転用の是正を行うために、農地転用許可申請をすることにしました。

隣接状況は、東側、畑、西側、道路、南側、住宅、北側、宅地。取水計画なし、汚水、雑排水なし、雨水は敷地内浸透処理。

隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないと見てまいりました。

なお、是正のため始末書が添付されています。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号16につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号111、112及び113について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。14番。

○14番（入江保夫君） 番号111番から113番について御報告いたします。

最初に、番号111番について御報告いたします。

10月21日、指名調査委員全員と申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請地及び譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線を笠間から水戸方面に進んだ上市原交差点を右折し、笠間自動車学校から200メートル進み、さらに右折して10メートル進んだ左側の畑です。

申請理由は、譲受人は、本榊を栽培するため土地を探しており、申請場所を含め、付近全体で榊生産を行うこととしたいということです。

譲渡人は、譲受人の要望に応じるとのことです。

所有権の移転内容は、売買です。

現在、申請地は休耕地となっており、今後も耕作の予定はなく、隣接状況は、東、西、北、南側は道路で、特段周囲への影響はないと判断しました。

また、申請書類も完備されており、許可相当と判断しました。

次に、番号112について御報告いたします。

10月21日、指名調査委員と申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請地及び

譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

申請地は、番号111番の東側です。

譲受人の申請理由は、111番と同様に、本榦を栽培することで、譲渡人は要望に応じることです。

所有権の移転内容は、贈与です。

現況は、やはり休耕地になっており、今後も耕作の予定はなく、隣接状況は、東側が道路、西側が原野、南側が道路、北側が山林となっており、周囲への影響は特段ないと思われます。

申請書類も完備されており、許可相当と判断しました。

最後に、番号113番について御報告いたします。

10月21日、指名調査委員全員と申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請地及び譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

申請地は、石本病院の南側の田です。

申請理由は、譲受人は太陽光発電施設建設を計画しており、譲渡人は譲受人の要望に応じることです。

所有権の移転内容は、売買です。

現況は休耕地になっており、今後も耕作の予定はなく、隣接状況は、東側が宅地、西側が田と宅地、南側が道路、北側は宅地となっております。

特段周囲への影響はないと判断してまいりました。

なお、隣接している地権者へは説明済みで、同意を得ているそうです。

関係書類も完備されており、許可相当と判断しました。

以上3件について御報告いたします。御審議をお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号114から117について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号114番について、調査の結果を報告します。

10月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地については、国道355号線沿いのセレモニーホール諏訪から東へ200メートル行ったところでした。

譲受人の事由は、現在使用している事務所が老朽化しているために手狭になってきており、広い土地に事務所を建築したいと思い、最適な土地を仲介業者から紹介され、今回の申請になりました。

契約の内容は売買であり、資金調達の面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響は、東、南、北側は畑、西は道路となっており、日照、通風、耕作等への影響はありません。取水計画は市の上水道を設置、排水計画は合併浄化槽の設置、雨水は自然浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号115について、調査の結果を報告します。

10月24日、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。代理人とは都合が合わなかったため、電話で確認を取りました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、笠間市いこいの家はなさかから200メートル東に行ったところにありました。

譲受人の事由は、現在行っている事業の拡大を図り、一定の面積を確保しつつ、接道状況など条件に合った土地を探しており、申請地の契約合意に至ったためということであります。

譲渡人の事由は、譲受人の強い要望により譲渡するということであります。

契約の内容は売買であり、資金調達の面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響は、東、南、北側は畑であり、西は道路となっております。通風、日照、耕作への影響はないものと見てまいりました。排水計画は、雨水は敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号116について、調査の結果を報告します。

10月24日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市いこいの家はなさかから北側に300メートル行ったところにありました。

譲受人の事由は、通勤通学の利便性がよく、実家にも近いために、両親の通院の送迎等もしやすいためという理由であります。

譲渡人の事由は、譲受人が希望したためであります。

権利の移転内容は贈与であり、資金調達の面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響は、東、西、南側は道路であり、北側は畑となっております。日照、通風、耕作等への影響はないものと見てまいりました。取水計画は、市の上水道の引込み、排水計画は、合併浄化槽設置で処理した後に側溝への排水をします。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号117番について、調査の結果を報告いたします。

10月24日、指名調査委員2名、代理人、譲受人及び譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、県道52号線仁古田北十文字を南に100メートルぐらい行ったところにあります。

譲受人申請事由は、駐車場の出入りが狭く、大型トラックへの積み下ろしが不便なため、駐車場を拡張したいとのことです。

譲渡人は、高齢のため、土地の管理も容易でないため、譲渡するとのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

また、申請地には砕石が敷かれているため、始末書が添付されております。

申請地の状況は、東側、西側、道路、南側、北側、宅地です。隣接地に農地がないため、日照、通風等に関しては、問題ないと見てまいりました。駐車場のため、取水、雑排水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号118、119及び120について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号118から120について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号118について。

10月24日午前8時40分より、指名調査委員2名、代理人立会いの上、申請地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地の場所は、みなみ友部クリニックから西へ100メートルのところにあります。

権利内容は、売買による所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、両親と同居しているが、手狭なため、申請地に自己住宅を建築する。

譲渡人の申請理由は、要望に応じるということです。

隣接状況は、東側、宅地、西側、南側が道路、北側、畑です。取水計画は市水道より給水、排水は公共下水道、雨水は浸透ますにて敷地内処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号119について、調査の結果を報告いたします。

10月24日午前9時20分より、指名調査委員2名、代理人立会いの上、申請地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部自動車学校の北側50メートルのところにありました。

権利内容は、売買による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、現在アパートに住んでいますが、手狭のため住宅を新築したい。

譲渡人の申請事由は、要望により売却するということです。

隣接状況は、東側、畑、西側、南側が宅地です。また、北側も宅地です。取水計画は公共水道、汚水、雑排水は公共下水道です。雨水は浸透ますにて敷地内浸透処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号120について、調査の結果を報告いたします。

10月24日午前9時より、指名調査委員2名、代理人立会いの上、申請地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、小沢眼科内科病院友部診療所より北東へ200メートルくらいのところにありました。

申請地の権利内容は、親からの使用貸借権の設定です。

賃借人の転用事由は、昨年結婚し、実家の土地に自己住宅を建築する。

賃貸人事由は、相手の要望に応じるということです。

隣接状況は、東側、道路、西側、山林、南側、宅地、北側、道路です。取水は市公共水道より、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内浸透処理です。雨水は浸透ますを設け、敷地内浸透処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号121について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○11番（青木勝照君） 番号121番について、調査結果を報告いたします。

10月25日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、にしぼり整形外科付近の十字路を左折し、常磐線の踏切を渡り約30メートル行った右側の土地です。

譲受人の申請理由は、自己住宅建設です。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水は市の上水道を使用し、雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内浸透です。雨水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。周辺営農への影響も特にありません。計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

なお、建設予定地に土盛りをし、道路と同じ高さにする予定です。

権利関係は、贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号122、123について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 番号122につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月22日9時より、指名調査委員2名と譲受人、代理人については、電話にて連絡を取り、現地の調査をしてまいりました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線バイパスセブンイレブン笠間土師店の交差点を東へ300メートル行き、信号を左折し、300メートル行ったところを左折し、150メートルの右側の畑です。

譲受人の事由は、栗の生産加工販売所に近隣県内外の多くのお客様にお出でをいただけますが、進入路が国道と県道をつなぐ農道しかないため、繁忙期には渋滞が発生し、事故もあり、農耕車や一般車両の通行に支障があるため、渋滞を解消するために新たな駐車場を整備するためです。

譲渡人の事由は、要望に応えるものです。

なお、権利関係は、一時転用です。

隣接状況は、東は宅地、西側、畑、南側、道路、北側、畑。取水計画なし、雑排水、排水なし、雨水排水は敷地内浸透処理です。

隣接への日照、通風、耕作地への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号123について、調査の結果を報告いたします。

10月22日9時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐道岩間インターチェンジ入口交差点を東へ150メートル行き、左折し、250メートル行った右側のところ です。

譲受人の事由は、高速道路のインター入口に近い ため、物品搬入及び流通において利便性が高いため、倉庫を新設することです。

譲渡人の事由は、要望に応じるということです。

権利関係は、売買です。

隣接状況は、東側、山林、西側、畑、道路、雑種地、南側、山林、畑、北側、畑、山林。取水計画は公共上水道です。汚水、雑排水は合併浄化槽。雨水は、雨水貯留槽を設置して満杯になれば側溝への排出です。

隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号116、112、120、121及び122につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

番号123につきましては、用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の10について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 10番について、調査の結果を報告いたします。

10月19日に、指名調査委員2名と申請人立会いの上、調査してまいりました。申請人、

申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、片庭の笠間ゴルフ練習場の北西側、市道（笠）4132号線沿いの右側の下にありました。

この場所は、ゴルフ練習場側と市道との間には谷あいになっており、地目上、水田とか畑などがありますが、私の知る限り、40年ほど前より耕作放棄地になっておりました。また、この農地への農耕車などの出入口もありませんでした。この申請地以外の谷あいの農地も、その他の土地も再生困難な状態になっております。

よって、今回の申請地につきまして、関係書類も添付されており、非農地と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号11番について、調査の結果を報告します。

10月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線沿いの宍戸郵便局から50メートルのところにあります。

現在の利用状況は、宅地として利用されており、庭、駐車場として使用されていることを確認してきましたので報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号12について、調査の結果を報告いたします。

10月24日午前8時25分より、指名調査委員2名、代理人、申請人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、南友部の原店公民館から西へ50メートルのところにあります。

申請地は、27年前から宅地として使用しており、非農地であることを確認してきましたので、よろしく御審議くださりますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから15ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が6件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が5件となります。合計71筆、18万8,176平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書10ページから15ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の番号47について審議いたします。

審議が終了するまでの間、16番鈴木 明委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時30分休憩

午後2時31分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の番号47について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の番号47は、原案のとおり決定しました。

それでは、16番鈴木 明委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の1件を除く5件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の1件を除く5件について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の1件を除く5件について、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する

る法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が3件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が1件となります。合計3筆、7,916平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書16ページを御覧いただき、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）は、原案のとおり決定されました。

報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第8、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号10について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号10について報告します。

10月21日、調査委員2名、申請人立会いの下、現地調査をしてきました。

申請地は、県道109号線沿いカントリークラブザ・レイクス近くの北関東高速自動車道の高架下のすぐ側でした。

転用目的は、笠間パーキングスマートインターチェンジへのアクセス道路と交差する一般道、県道稲田友部線の整備を実施するもので、道路を拡張することによるスマートインターチェンジへのアクセス向上を図るためです。

特に周辺への影響も問題ございません。

以上、報告します。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号11について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号11について、調査の結果を報告いたします。

10月24日午前9時30分より、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。

申請地は、友部図書館より、ファッションセンターしまむら友部店裏の田んぼです。

転用目的は、友部中央地区排水路工事の仮設道路及び資材置場として使用するための一時転用です。

転用期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までです。

権利の設定は、使用貸借です。

友部土地改良区より、一時転用について異議なしの回答が出ております。

特に問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

議案書につきましては、18ページから40ページになります。

番号58は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号59は、耕作者が死亡したため、合意を解約するものです。

ページ飛んでいただいて、39ページになります。

番号60は、売買のため、合意を解約するものです。

番号61は、売買のため、合意を解約するものです。

40ページになります。

番号62は、売買のため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で、提出議案の審議は全て終了いたしました。
これにて令和7年第10回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後2時39分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

15番 委 員

16番 委 員